

# 重要なお知らせ

## 処方薬の選定療養費について

### 選定療養費とは？

処方されたお薬のうち、厚生労働省が定める長期収載品（後発医薬品のある先発医薬品など）に該当する薬について、患者様のご希望で先発医薬品を選択される場合、別途お支払いいただく費用のことです。

開始：2024年10月1日

薬ごとに定められている価格（薬価）により負担額が異なります。  
詳しくは薬局スタッフにお尋ねください。

ただし、以下のような場合には選定療養費の対象外になります

- ・医療上の必要性により医師が先発医薬品を指定した場合
- ・薬局における在庫の都合上、後発医薬品を調剤できない場合

